

議案第73号

三朝町特別会計設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別会計設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年9月9日

三朝町長 吉田秀光

三朝町特別会計設置条例の一部を改正する条例

三朝町特別会計設置条例（昭和39年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前										
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の表のとおり特別会計を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="268 1727 762 1971"><thead><tr><th colspan="2">略</th></tr></thead><tbody><tr><td>三朝町後期高齢者医療事業特別会計</td><td>後期高齢者医療事業</td></tr></tbody></table>	略		三朝町後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療事業	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の表のとおり特別会計を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="844 1727 1324 1971"><thead><tr><th colspan="2">略</th></tr></thead><tbody><tr><td>三朝町後期高齢者医療事業特別会計</td><td>後期高齢者医療事業</td></tr><tr><td>三朝町会計事務集中管理特別会計</td><td>会計事務集中管理事業</td></tr></tbody></table>	略		三朝町後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療事業	三朝町会計事務集中管理特別会計	会計事務集中管理事業
略											
三朝町後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療事業										
略											
三朝町後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療事業										
三朝町会計事務集中管理特別会計	会計事務集中管理事業										

(歳入及び歳出)

第2条 前条の規定によって設置した特別会計においては、次の表の左欄に掲げる特別会計ごとに、同表の中欄に掲げる収入をもって歳入とし、同表の右欄に掲げる支出をもって歳出とする。

略		
三朝町後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金その他の諸収入	後期高齢者医療の事業費その他の諸支出金

(歳入及び歳出)

第2条 前条の規定によって設置した特別会計においては、次の表の左欄に掲げる特別会計ごとに、同表の中欄に掲げる収入をもって歳入とし、同表の右欄に掲げる支出をもって歳出とする。

略		
三朝町後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金その他の諸収入	後期高齢者医療の事業費その他の諸支出金
三朝町会計事務集中管理特別会計	一般会計、特別会計及び企業会計からの繰入金、給与等振替収入、減債基金からの繰入金、町債並びに附属諸収入	一般職の職員及び特別職の職員の給料及び各種手当並びに共済費、町債の償還金及び利子、減債基金への積立金その他の諸支出金

附 則

この条例は、公布の日から施行する。